

「滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略（案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメント等の実施結果

平成30年12月17日(月)から平成31年1月17日(木)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略（案）」についての意見・情報の募集を行った結果、1人の方から1件の意見・情報が寄せられました。

また、並行して市町に意見聴取を行った結果、6市町から16件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等に対する県の考え方を別紙に示します。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	県 民	市 町
第1章 経営戦略策定の趣旨	0件	3件
第2章 事業概要	0件	8件
第4章 投資・財政計画（収支計画）	0件	1件
第5章 持続可能な下水道経営に向けた今後の取組方針	1件	4件
合 計	1件	16件

3 これまでの経過と今後の予定

平成29年11月 滋賀県下水道審議会で審議

平成30年 2月 滋賀県下水道審議会経営部会で審議

7月 滋賀県下水道審議会経営部会で審議

9月 滋賀県下水道審議会経営部会で審議

9月 琵琶湖流域下水道協議会で市町と調整

10月 滋賀県下水道審議会で審議

11月 滋賀県下水道審議会から答申

12月 県民政策コメントの実施

平成31年 1月 市町の意見聴取

(以下、予定)

平成31年 3月 滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略の策定、公表

(別 紙)

提出された意見・情報と、それらに対する滋賀県の考え方

<県民>

番号	頁	意見・情報の内容	滋賀県の考え方
第5章 持続可能な下水道経営に向けた今後の取組方針			
1	24	今後の取組方針として各市町に対して条例策定などを提案する必要があるのでは？ 例) 公施設で下水道に排出してはいけない水質の排水を公共下水道に流し続けることができました。排出基準の違反を知らながら罰則等がないことから長年放置していました。 「違反施設に対して上水道からの給水停止を行う」などの条例策定を促すなど。	各市町において、各市町の下水道条例の中で下水の水質基準や改善命令等を定めて管理しています。 県としては、市町下水道担当課長会議等で、御意見の事例のような案件について、全市町に注意喚起し再発防止の徹底を図っています。

<市町>

番号	頁	意見・情報の内容	滋賀県の考え方
第1章 経営戦略策定の趣旨			
2	1	「一般に下水道事業は、・・・地方公営企業です。」の記述について、国では、公営企業会計への移行検討に着手していることを平成31年度の社会交にかかる交付要件とすることを公表されていますが、公共下水道事業について、地方公営企業法を適用するか否かは、各事業体が条例で定めるものですので、このように言い切っても良いかどうか、検討ください。	地方財政法施行令第46条では、「公営企業」のひとつに「公共下水道事業」が掲げられていますが、地方公営企業法の適用と混同しやすいため、「・・・サービスを提供するものです。」に修正します。
3	1	効率性を強く意識した管理運営や計画的に改築更新を図る… →効率性を強く意識した管理運営や計画的な改築更新を図る…	御意見のとおり修正します。
4	3	平成31、平成40年度←今年元号が改正されるので存在しない。西暦表示のみの表記にしてみてもどうでしょうか。	御指摘のとおり改元となりますが、現在の元号と西暦を併記する表記としております。
第2章 事業概要			
5	7	「水質保全だけではなく、」と「面源の水質保全対策として」の間に、面源の水質保全対策の具体例を追記できないでしょうか。 【②流域雨水幹線整備と同様に】	「接触酸化施設や植生浄化施設等による面源の水質保全対策を」に、修正します。
6	8	「・・・において」「・・・にて」⇒どちらか統一	「・・・において」に統一します。
7	10	50%～70%など、幅が大きいので、29年度は◎◎%など、例示ができないでしょうか。	「例：国庫補助事業の下水道事業債の場合、平成11年までの発行分は50%、以降の発行分は約70%」を追記します。

番号	頁	意見・情報の内容	滋賀県の考え方
8	10	県負担(3)の説明を追記できないでしょうか。	「※県負担(3)は、県負担(1)を除いた高度下水処理部分の1/2としています。」を追記します。
9	10	処理区ごとの市町維持管理負担金単価の格差が拡大していることから、全県統一の単価に改める。	4処理区は整備時期が異なるため、受益者負担の原則のもと独立採算制としています。結果としての負担金の単価格差は現行の制度上やむを得ないものと考えていますが、大きな課題と認識しています。
10	10	各処理区の独立採算制を基本として市町負担金を算定されているが、維持管理負担金については、他の処理区と比較して約2倍の単価設定となっている処理区もあり、県民負担の公平性の観点から、不均衡の是正を図る方策を盛り込んでいただきたい。	引き続き計画的、効率的な事業運営を推進し、負担金がより安くなるよう努めていきます。
11	18	市町維持管理負担金について 注釈に「消費税や計画期間内において大幅な変動や計算方法の変更」と記載がありますが、計画期間中において改定する可能性があると思いますが、見込額等の算定についての記載はないのでしょうか？	消費税率の改定に伴い、平成31年10月から市町負担金の改定を見込んでいます。その他の大幅な変動による改定は、現段階では想定しておりません。 計画期間中の改定要因として、消費税率の改定、電気・ガス料金、労務費単価等の高騰や、会計制度・国庫補助制度の大幅な変更などが挙げられます。
12	18 20	「経営環境の大幅な変動・・・改定されることがあります。」の記述ですが、「市町の意見をきいたうえで、または、市町と調整をしたうえで」等の記述を追記できないでしょうか。	市町負担金の改定時には、必ず市町の意見をきいたうえ県議会の議決を経て決定します。 このことは10ページの「7. 市町負担金」に記載しています。
第4章 投資・財政計画（収支計画）			
13	22	浸水被害軽減対策について H30 年度にポンプの増強を行いました、今後も更なる強化がなされるのか。 具体的な考えがあるのか。	浸水被害軽減対策として、湖南中部浄化センターでは平成31年度にかけて工事中ですが、東北部浄化センターでも検討しています。

番号	頁	意見・情報の内容	滋賀県の考え方
第5章 持続可能な下水道経営に向けた今後の取組方針			
14	23	「下水処理場での浄化槽汚泥等の受入処理などの検討」についての記述ですが、湖南4市（草津、栗東、野洲、守山）で収集された浄化槽汚泥については、湖南広域行政組合が処理場（環境衛生センター）を有し、受入先となっていることから、組合および関係市町と十分に調整が必要と考えられます。	県と市町で構成される「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会」を設置しており、この中で関係市町や組合の意向を確認するなど、十分に調整を図っていきます。
15	23	「多岐に渡って」⇒「多岐に亘って」	「多岐にわたって」に修正します。
16	23	「水道事業との統合によるスケールメリットの観点から」の記述について、本文中からは、水道事業との統合のイメージが不明であるため、どのようなビジョンを描いているのか分かるよう、具体的な説明を追記できないでしょうか。	市町協議を経て平成28年12月に「琵琶湖流域下水道事業地方公営企業法適用基本方針」を策定しており、平成31年度から同法の財務規定等を適用します。 この基本方針で、同法の全部適用や水道事業との統合は、効率化を図る上で現時点において明確な結論を見出せないため、引き続き検討し見極めることとしています。 今後、他の道府県の組織の状況や法適用効果・課題等を把握し、組織のあり方について検討を深掘りしていきます。 本文には、「琵琶湖流域下水道事業地方公営企業法適用基本方針(平成28年12月)」で、同法の全部適用や水道事業との統合は、効率化を図る上で現時点において明確な結論を見出せないため、引き続き検討を深掘りし見極めることとしています。今後、」を追記します。
17	24	「多岐にわたり」⇔「多岐に亘り」 統一	「多岐にわたり」に統一します。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略(案)(概要版)



1. 経営の基本方針

(1) 使命

住民生活にとって欠かすことのできない公衆衛生の向上・生活環境の改善、および琵琶湖等の公共用水域の水質保全への貢献が琵琶湖流域下水道事業の使命です。

(2) 目標

滋賀県における下水道施設は概成に近づきつつあり、今後は、住民生活等において不可欠な下水道の機能・サービスを、効率的かつ持続的に提供することが事業の大きな目標となります。

2. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 主な投資

① 新規投資

- ・ 管渠を延伸し下水処理区域をさらに拡大します。
- ・ 農業集落排水処理施設と下水道との接続を順次行うなど、さらなる広域化を進めます。
- ・ 将来の下水処理量を見通して、安定的な下水処理が行えるように設備を増設します。
(増設計画: 湖南中部浄化センターと東北部浄化センター内における水処理設備の増設)

② 改築更新投資

- ・ 整備済みの施設は、標準耐用年数の経過による更新ではなく目標耐用年数を設定し、ストックマネジメントに基づく点検・調査結果による健全度の判定も実施することで経済的な更新をします。
- ・ スtockマネジメント計画に基づき、施設の健全度を一定水準維持しつつ投資の平準化を図ります。

③ 防災・安全対策

- ・ 耐震対策、浸水被害軽減対策、ポンプ場の浸水防水対策等を実施します。
- ・ 守山栗東雨水幹線の整備を完了します。

(2) 投資以外の主な経費

- ① 職員給与費
- ② 維持管理費
- ③ 減価償却費

(3) 主な財源

① 市町維持管理負担金

- ・ 経営計画に基づく単価に処理水量を乗じた金額となります。
- ・ なお、経営計画の単価は、計画期間内であっても消費税率の改定や、経営環境の大幅な変動、負担金の算定方法等に変更が必要な場合等により、改定されることがあります。

② 市町建設負担金

- ・ 市町建設負担金は、建設投資額から国庫補助金を差し引いた額の1/2とします。

③ 県負担金

- ・ 市町の負担と県の負担は、現在の負担割合と同等の考え方とします。

④ 企業債

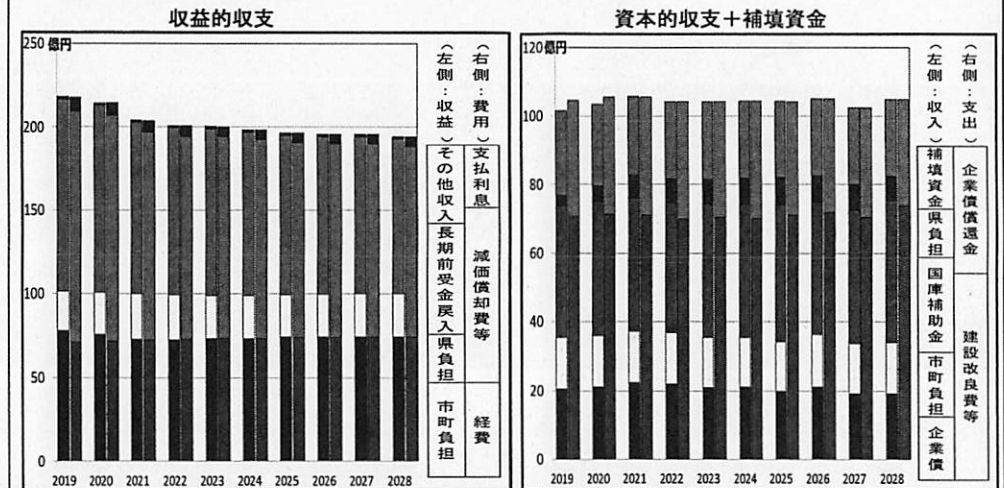
- ・ 企業債発行額は、建設投資額から国庫補助金を差し引いた額の1/2とします。
- ・ 資本費平準化債は継続して発行します。

⑤ 国庫補助金

- ・ 国庫補助金は現行制度に則った額とします。

(4) 投資・財政計画(収支計画)

投資に見合った財源を確保することで、持続可能な経営を図ります。



3. 持続可能な下水道経営に向けた今後の取組方針

(1) 今後の取組方針

- ① スtockマネジメント
 - ・ 一定の健全度を維持しながら投資の平準化を図ります。
- ② 官民連携手法の導入
 - ・ PPP・PFI手法等の多様な民間ノウハウや技術を積極的に活用します。
- ③ 経営管理の向上
 - ・ 公営企業会計導入を契機に、他事業体との比較等による経営分析を行いよりよい企業経営を図ります。
- ④ 広域化・共同化
 - ・ 下水処理場での浄化槽汚泥等の受入処理などを検討します。
 - ・ 農業集落排水事業等も含めた汚水処理業務全般で、2022年度までに県全体の広域化・共同化計画を策定します。

(2) 経営戦略の更新

人口動態や社会情勢などの経営環境の変化を踏まえ、滋賀県下水道中期ビジョン等の関連計画の改定時や更新時に、必要に応じて経営戦略を見直します。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略 (案)

平成31年3月

滋賀県琵琶湖環境部下水道課

目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨

- 1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 経営戦略の位置付け・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 経営戦略の計画期間・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 事業概要

- 1. 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 汚水処理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. 汚水処理以外の業務・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4. 広域化・共同化などの実施状況・・・・・・・・ 7
- 5. 民間活力の活用等・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6. 琵琶湖流域下水道事業の主な財源・・・・・・・・ 9
- 7. 市町負担金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 8. 琵琶湖流域下水道事業の経過・・・・・・・・ 12
- 9. 市町建設負担金の実績・・・・・・・・・・・・ 17
- 10. 市町維持管理負担金の単価・・・・・・・・ 17

第3章 経営の基本方針

- 1. 使命・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第4章 投資・財政計画（収支計画）

- 1. 投資・財政計画（収支計画）・・・・・・・・ 20
- 2. 投資・財政計画（収支計画）の策定の考え方・・・・ 20

第5章 持続可能な下水道経営に向けた今後の取組方針・・・・ 23

第1章 経営戦略策定の趣旨

1. 目的

一般に下水道事業は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に向けたサービスを提供するものです。

琵琶湖流域下水道事業（以下「本事業」といいます。）は、昭和46年度に着手して以降、県内市町の公共下水道と連携して整備が進められ、滋賀県の下水道処理人口普及率が平成29年度末に89.7%（全国7位）に達するまで事業が進捗してきました。

このため、本事業においては普及・拡大を行う「整備」段階から、経営資源を適切に管理・活用し、効果的・効率的に事業展開する「経営」段階に重点を移す必要があります。

本事業においては、これまでに6,000億円を超える建設投資により整備された多くの施設を抱えており、これら施設の老朽化に伴う更新投資の増大や県債の償還負担など、経営環境は厳しさを増しています。

こうしたなか、滋賀県は平成31年4月から地方公営企業法の一部適用（財務規定等の適用）を予定していますが、経営状況や保有資産について詳細に把握し、財務状況の透明化を図ることなどにより、効率性を強く意識した管理運営や計画的な改築更新を図ることが必要です。

そこで、下水道サービスの安定的かつ持続的な提供と、財政マネジメントの向上を目的として経営戦略を策定するものです。

2. 経営戦略の位置付け

経営戦略は、「投資試算」（施設・設備投資の見通し）等の支出と、「財源試算」（財源の見通し）を関連付けて「投資・財政計画」を策定することで、将来見通しを明らかにするものです。

本事業においては、滋賀県下水道中期ビジョン、滋賀県污水处理施設整備構想、琵琶湖流域別下水道整備総合計画といった「投資」につながる各種計画がありますが、経営戦略では、投資計画と財政計画を相互に関連付けた「投資・財政計画」を作成することで、将来の収支状況を予測します。この収支状況予測を通じて本事業の中期的な持続可能性のチェックを行います。

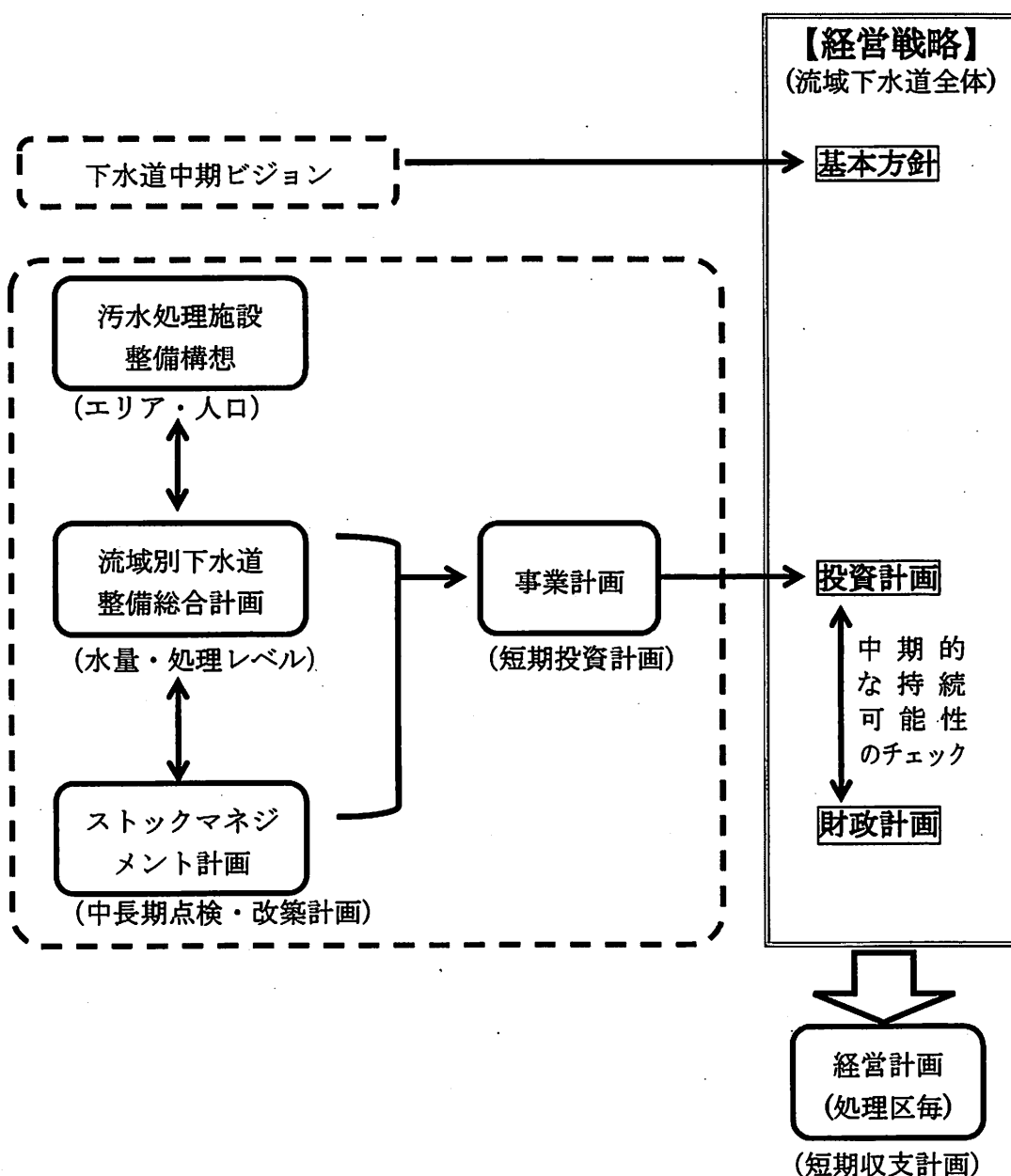


図1 各種計画の体系図

経営戦略を策定することにより、本事業が将来にわたる安定的な事業継続と持続可能な下水道サービスの提供につなげていきます。

一方で、全ての下水処理水が琵琶湖に流入するという本事業の特徴を踏まえて、下水の高度処理による水質保全施策を展開しています。このため、単なる経済性の追求だけではなく、前述の各種計画などで定めた水質基準の確保といった公益的観点からも、必要な取組を実施する必要があります。

3. 経営戦略の計画期間

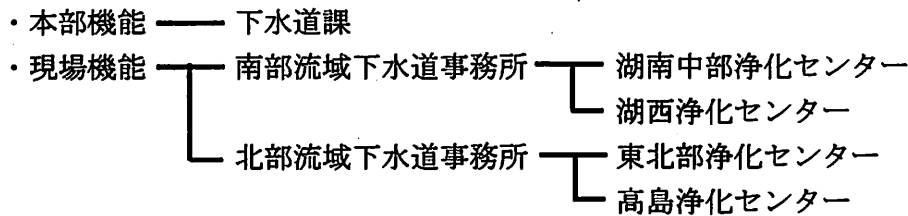
平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）までの10年間とします。

第2章 事業概要

1. 組織

組織体制は本部機能を持つ下水道課と現場機能を持つ南部流域下水道事務所と北部流域下水道事務所があり、分担して業務を行っています。

①組織体制



②職員数

(平成30年4月時点、単位：人)

所 属 名	住 所	事 務 職	技 術 職	計
琵琶湖環境部下水道課	大津市京町 4-1-1	7	12	19
南部流域下水道事務所 (湖南中部浄化センター)	草津市矢橋町帛帆 2108	4	15	19
湖西浄化センター	大津市苗鹿 3-1-1		3	3
北部流域下水道事務所 (東北部浄化センター)	彦根市松原町 1550	4	16	20
高島浄化センター	高島市今津町今津 448-106		3	3
	計	15	49	64

※一般会計行政業務（公共下水道係）の職員を除く

③事業運営組織の主な沿革

昭和46年	4月	滋賀県庁土木部計画課下水道係の設置 滋賀県流域下水道事業特別会計条例の施行
昭和47年	4月	滋賀県庁土木部下水道課の設置
昭和48年	4月	湖南中部流域下水道建設事務所の設置
昭和49年	4月	滋賀県庁土木部下水道計画課、下水道建設課へ改組 東北部流域下水道建設事務所の設置
昭和53年	4月	湖西流域下水道事務所の設置
昭和57年	4月	滋賀県琵琶湖流域下水道条例の施行
昭和57年	4月	(財) 滋賀県下水道公社の設立
平成2年	4月	高島流域下水道事務所の設置

平成 9 年 4 月 県組織改組（琵琶湖環境部が下水道事業を所管）
 平成 18 年 4 月 県庁の組織において下水道計画課と下水道建設課を統合し、
 現体制の下水道課に改組
 平成 25 年 3 月 （財）滋賀県下水道公社の解散
 平成 25 年 8 月 琵琶湖流域下水道協議会の設置
 平成 27 年 10 月 滋賀県下水道審議会の設置
 平成 31 年 4 月 地方公営企業法の一部適用（財務規定等の適用）を開始予定

2. 汚水処理業務

本事業は「湖南中部」「湖西」「東北部」「高島」の4処理区から構成されており、それぞれに終末処理場を有しています。各処理区では市町が管理する流域関連公共下水道事業を通じて流入する下水を受けて事業を推進しており、市町と一体的かつ効率的に運営しています。

以下に4処理区の概要を示します。

（平成30年3月末時点）

	単位	湖南中部	湖西	東北部	高島
供用開始日	—	S57.4.1	S59.11.1	H3.4.1	H9.4.1
処理区域面積	ha	17,993.9	2,276.0	9,589.4	2,017.7
処理対象人口	人	727,301	114,859	266,745	41,712
人口密度	人/ha	40.4	50.5	27.8	20.7
管渠延長	km	177.4	15.7	137.9	27.3
処理場面積	ha	62.3	10.7	46.7	7.5
処理水量 H29年度平均	m ³ /日	258,053	42,976	99,155	13,428
関係市町		9市2町	1市	4市4町	1市
		大津市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市 日野町 竜王町	大津市	彦根市 長浜市 東近江市 米原市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	高島市

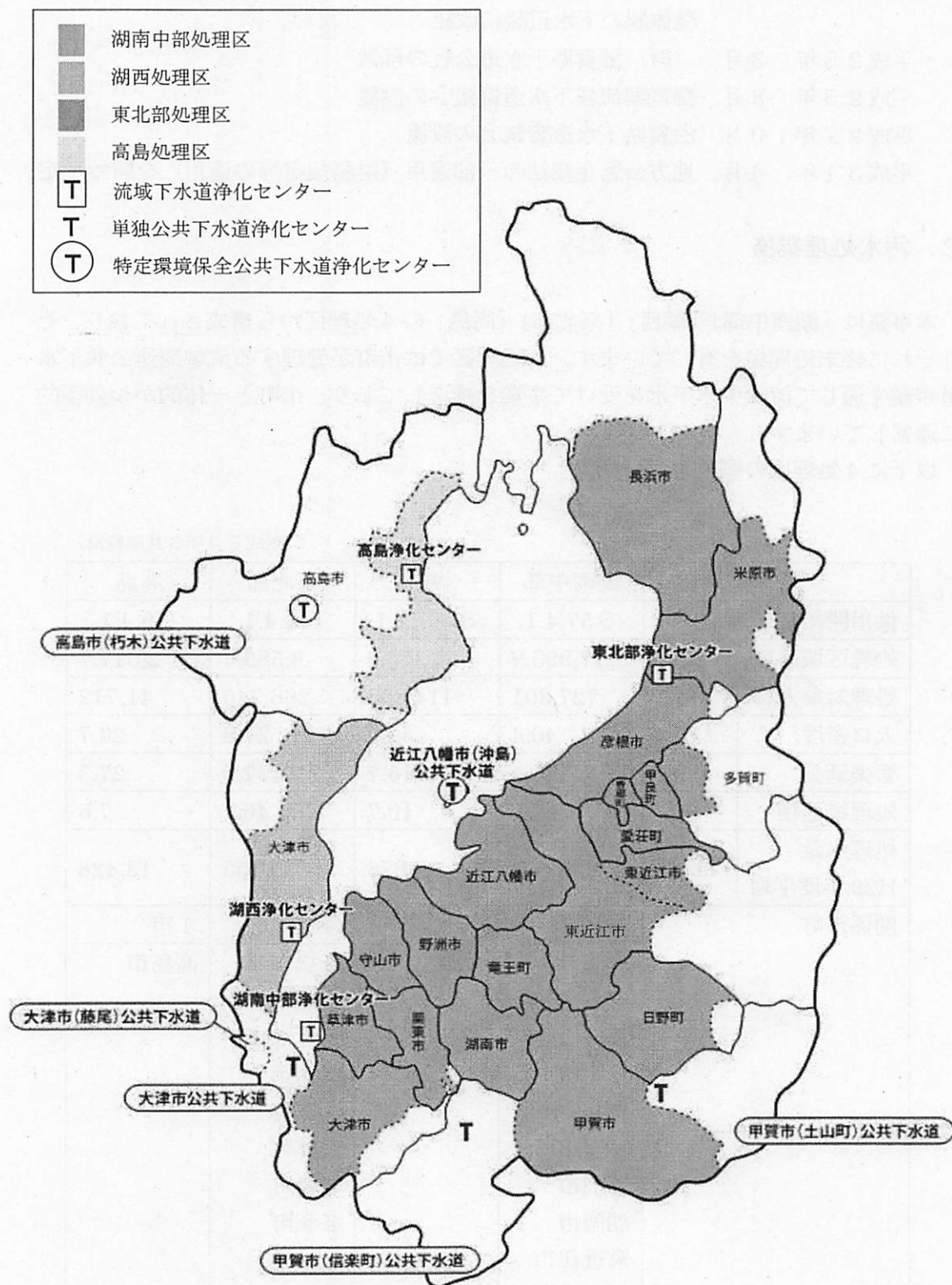


図2 琵琶湖流域下水道区域図

3. 汚水処理以外の業務

本事業における汚水処理以外の主な業務を以下に示します。

①市街地排水浄化対策

湖南中部処理区において山寺川流域（草津地区）市街地排水浄化対策事業を実施しており、下水道の整備や排水規制等の発生源対策を中心とした水質保全だけでなく、接触酸化施設や植生浄化施設等による面源の水質保全対策に取り組んでいます。

②流域雨水幹線整備

湖南中部処理区において守山栗東雨水幹線整備事業を実施しており、集中豪雨時の浸水対策として道路の地下に新たな雨水管渠を整備し、浸水被害の抑制に努めています。

また、琵琶湖の水質改善を図るためこの施設の貯留・沈殿機能を活用し、汚濁物質を含んだ水は、降雨後に流域下水道幹線に排水して下水処理場で処理しています。

③公園整備・管理運営

浄化センターの増設用地を利用して、湖南中部浄化センターには矢橋帰帆島（やばせきはんとう）公園を、湖西浄化センターには苗鹿（のうか）公園をそれぞれ整備・管理運営を行っています。

上記①～③の業務は、経営戦略の投資・財政計画の策定において該当処理区に収支を計上しています。

4. 広域化・共同化などの実施状況

①主な広域化・共同化等の事業

昭和57年	4月	湖南中部処理区の供用開始
昭和59年	11月	湖西処理区の供用開始
平成3年	4月	東北部処理区の供用開始
平成9年	4月	高島処理区の供用開始
平成11年	4月	特定環境保全公共下水道朽木浄化センターからの濃縮汚泥を、高島浄化センターにおいて受入処理（流域下水汚泥処理事業）の開始
平成15年	9月	山寺川市街地排水浄化施設（伯母川ビオ・パーク）の供用開始
平成21年	6月	守山栗東雨水幹線の一部供用開始

平成24年 3月 大津市排出の汚泥を湖西浄化センターにおいて受入処理の開始

平成28年 1月 湖西浄化センター汚泥燃料化施設の供用開始

…大津市排出の汚泥を受入処理

平成29年10月 MICS事業（污水处理施設共同整備事業）の開始

…高島市排出のし尿・浄化槽汚泥を高島浄化センターにおいて受入処理

②農業集落排水処理施設の下水道への接続

滋賀県内では223箇所の農業集落排水処理施設を整備してきましたが、農業集落排水処理施設の下水道への接続を進めており、平成29年度末時点で20箇所の接続が完了しています。

5. 民間活力の活用等

①包括的民間委託

污水处理の維持管理業務において実施しています。

（湖西浄化センター、東北部浄化センター、高島浄化センター）

②指定管理者制度

2つの公園管理業務において実施しています。（矢橋帰帆島公園、苗鹿公園）

③PPP・PFI

汚泥処理の燃料化施設において、DBO（設計建設、維持管理業務の一括発注）方式にて実施しています。（湖西浄化センター）

④資産活用の状況

ア) 下水熱

湖南中部浄化センターにおいて平成15年11月より下水熱利用ヒートポンプシステムを導入し、管理棟の空調に利用しています。

イ) 下水汚泥

東北部浄化センターにおいて平成20年4月より焼却溶融施設が稼動し、下水汚泥を溶融スラグとして建設資材に利用しています。

湖西浄化センターにおいて平成28年1月より汚泥燃料化施設が稼動し、下水汚泥から炭化燃料を製造しています。

ウ) 太陽光発電

湖南中部浄化センターにおいて平成17年1月より処理場内に太陽光発電システムを設置しています。

また、湖南中部浄化センターの増設用地の一部において、平成26年10月よりメガソーラー用地として民間企業に目的外使用許可を与えています。

エ) 下水処理水

全ての浄化センターにおいて、下水処理水をトイレ洗浄水、樹木散水、ポンプの洗浄水、親水施設などに再利用しています。

オ) その他

増設用地および水処理施設の上部を活用して、公園、運動施設、バラ園等に利用しています。

6. 琵琶湖流域下水道事業の主な財源

本事業では、市町が管理する流域関連公共下水道から排除された下水を受けて、これを県の終末処理場で処理をしています（市町が終末処理場を整備している場合を除く）。このように、流域下水道のサービスは県と市町が一体となって共同で提供しているものです。

このことから、本事業では県が下水道の利用者から直接下水道使用料を徴収せず、下水道使用料を直接徴収している市町から市町負担金として収入を得ています。

以下に本事業の主な財源について、現行の基本的な概要を例示します。

①建設時

ア) 国庫補助金の対象事業で、管渠・ポンプ場の場合

国庫補助	県 債	市町負担①
50%	25%	25%

イ) 国庫補助金の対象事業で、終末処理場の場合

国庫補助	県 債	市町負担①
2/3	1/6	1/6

ウ) 国庫補助金の対象事業ではない場合

県 債	市町負担①
50%	50%

②維持管理時

ア) 1・2次下水処理部分

市町負担②
100%

イ) 高度下水処理部分（一般排水の場合）

県負担	市町負担②
50%	50%

③県債償還時（県債償還元金と支払利息）

ア) 1・2次下水処理部分

県負担(1)	県負担(2)・市町負担◎
50～70%	30～50%

※県負担(1)は、県債の発行時期や県債の内容により異なります。

例：国庫補助事業の下水道事業債の場合、平成11年までの発行分は50%、以降の発行分は約70%

※県負担(2)により、供用開始からの経過年数に応じて市町の負担を軽減しています。

イ) 高度下水処理部分（一般排水の場合）

県負担(1)	県負担(3)	市町負担◎
50～70%	15～25%	15～25%

※県負担(1)は、県債の発行時期や県債の内容により異なります。

例：国庫補助事業の下水道事業債の場合、平成11年までの発行分は50%、以降の発行分は約70%

※県負担(3)は、県負担(1)を除いた高度下水処理部分の1/2としています。

図3 財源構成図

7. 市町負担金

琵琶湖流域下水道事業における主な収入源の一つが市町負担金です。本事業では各処理区の受益者負担の原則のもと、各処理区の独立採算制を基本として市町負担金を算定しています。

また、市町負担金は下水道法第31条の2に基づき、処理区毎に関連する市町の意見をきいたうえ県議会の議決を経て決定し、市町から負担金を徴収しています。

以下に現行の基本的な概要を示します。

①建設負担金

建設時の建設資金で、建設費から国庫補助金を除いたものの1/2を関連市町負担としています。

…「図3 財源構成図」の㉔で表示部分

②維持管理負担金（維持管理費分）

下水処理運営費の全額を関連市町の負担としています。

…「図3 財源構成図」の㉕で表示部分

なお、一般排水の場合高度下水処理費用の1/2は県負担としています。

③維持管理負担金（資本費分）

建設事業等実施時に県が借り入れた地方債にかかる償還額および支払利息のうち、一部を関連市町の負担としています。

…「図3 財源構成図」の◎で表示部分

なお、一般排水の場合供用開始からの経過年数に応じて市町の負担を軽減しています。

また、一般排水の場合高度下水処理費用の1／2は県負担としています。

参考：下水道法（抜粋）

（市町村の負担金）

第31条の2 第3条第2項又は第25条の10第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

8. 琵琶湖流域下水道事業の経過

① 下水道処理人口普及率

滋賀県の下水道処理人口普及率は平成29年度末時点で89.7%に達し、全国平均78.8%を上回り全国7位です。

なお、下水道事業だけでなく農業集落排水事業や合併処理浄化槽等も含めた汚水処理人口普及率は、平成29年度末時点で98.7%となり全国平均90.9%を上回り全国3位です。

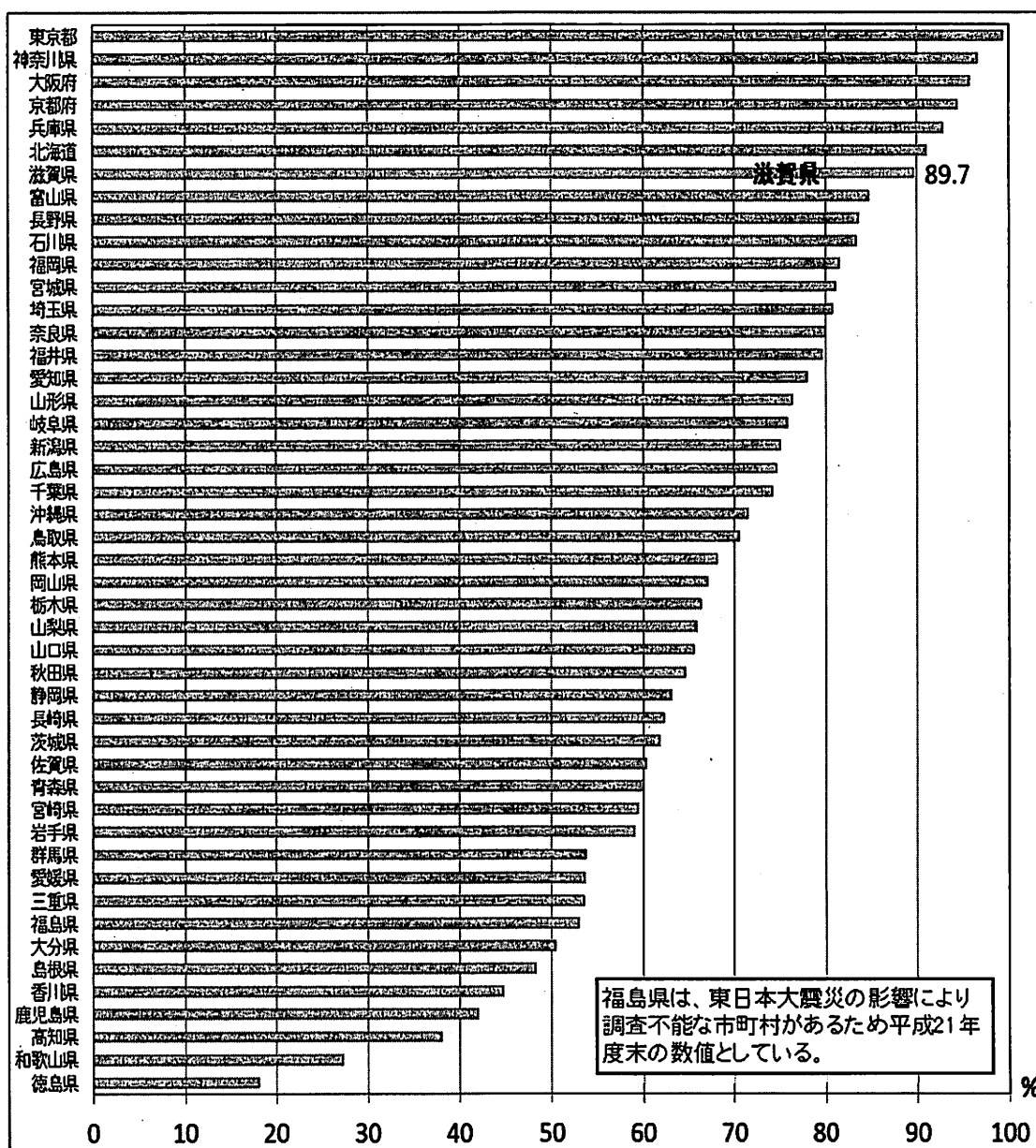


図4 都道府県別下水道処理人口普及率(平成29年度末)

滋賀県の下水道は、大津市単独公共下水道の昭和44年供用開始を皮切りに、昭和57年4月から琵琶湖流域下水道事業湖南中部処理区が供用開始となり、以降、下水道処理人口普及率が急速に高まってきました。平成9年4月には琵琶湖流域下水道事業の高島処理区の供用開始により、本事業の全4処理区が稼動することとなりました。

その後も管渠の延伸により下水道処理区域を拡張して、平成12年には下水道処理人口普及率が全国平均を上回り現在に至ります。

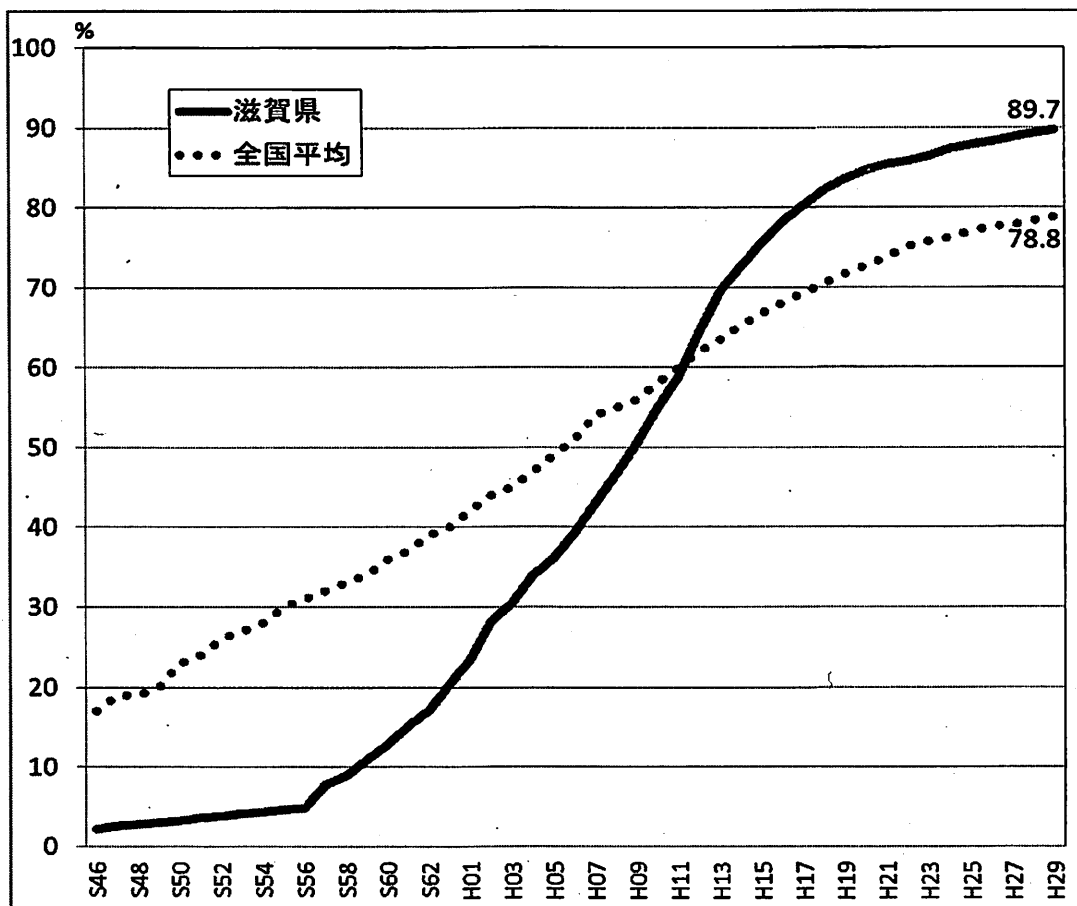


図5 下水道処理人口普及率の推移

②流入汚水量

琵琶湖流域下水道事業での流入汚水量は、4処理区合算で年間1億5,000万 m^3 を超え、流域下水道事業としては全国で8番目の規模です。

下水道処理人口普及率は高水準ですが、未普及地域への管渠の延伸、農業集落排水処理から下水道処理への切り替え、下水道接続率の向上等によりさらなる流入汚水量の増加を図ります。

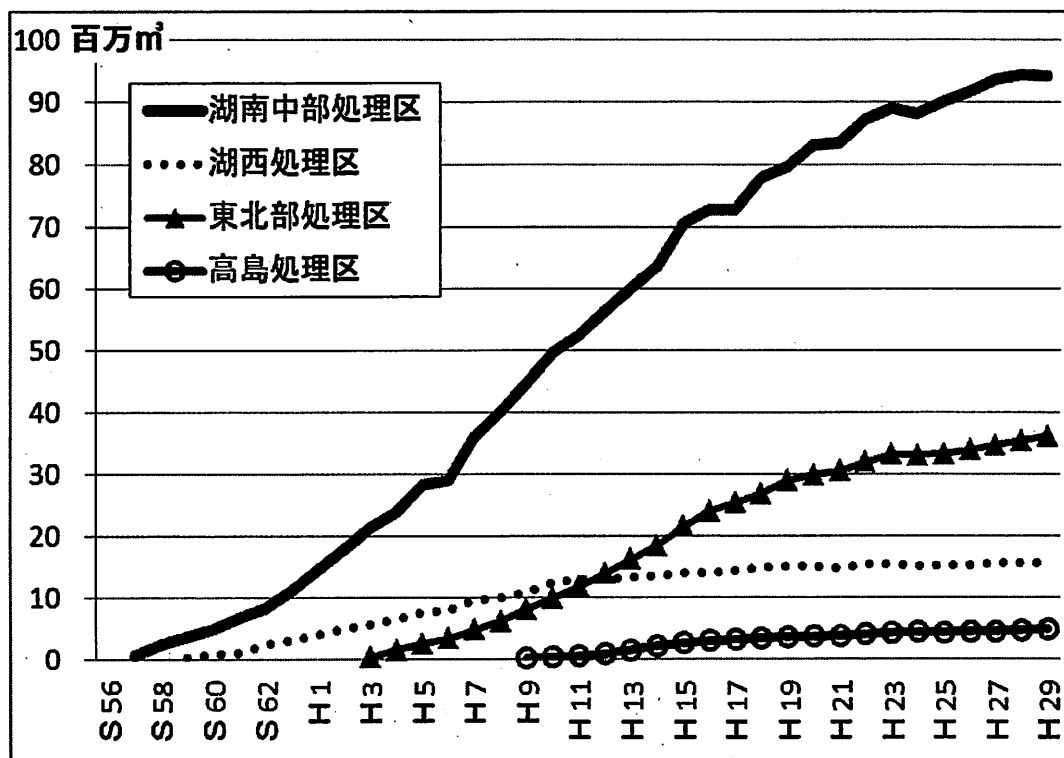


図6 処理区別年間流入汚水量

③建設投資

下水道処理人口普及率や流入汚水量の急伸は、多額の建設投資額がもたらしたものです。総投資額は6,000億円を超え、年度別ピークは高島処理区の供用開始前年度である平成8年度の約266億円になります。

近年では、当初計画された施設整備が概ね完了しつつあるため建設投資額は減少してきました。反面、過去に整備した多くの施設の管理や下水処理水量の増加に伴い、昭和57年4月の湖南中部処理区の供用開始以降、維持管理費は徐々に増加してきました。このため、現在では年間の建設投資額と維持管理費は同水準となっています。

今後は、これまで建設投資を行ってきた資産の多くが法定耐用年数を迎えることから、資産の劣化度合いに応じて多額の更新投資が想定されます。

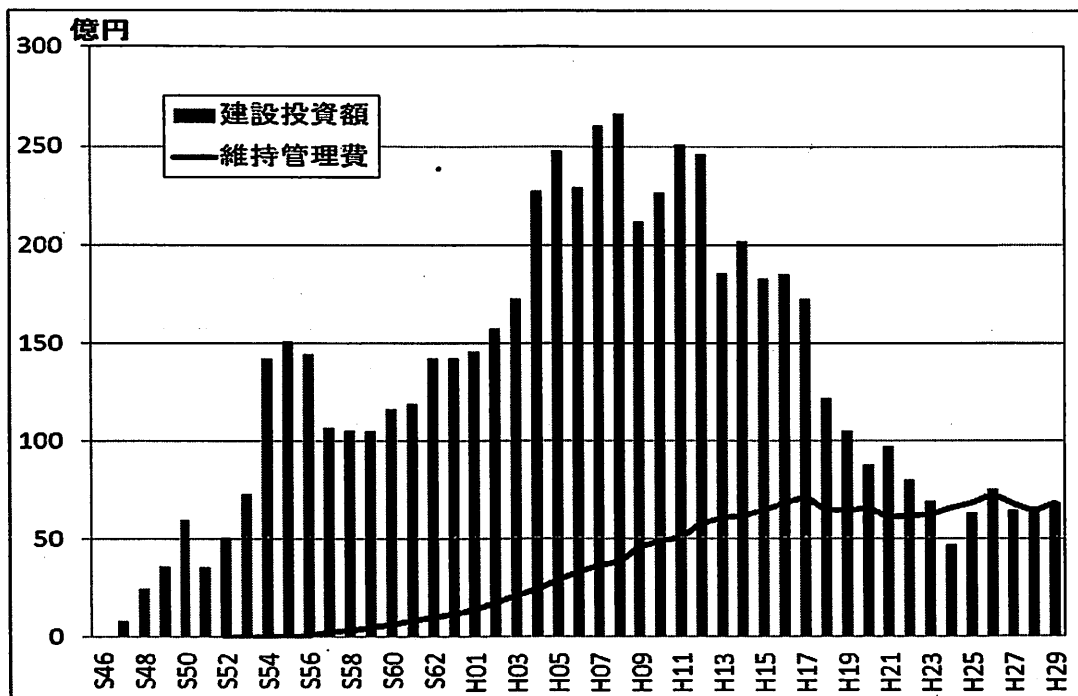
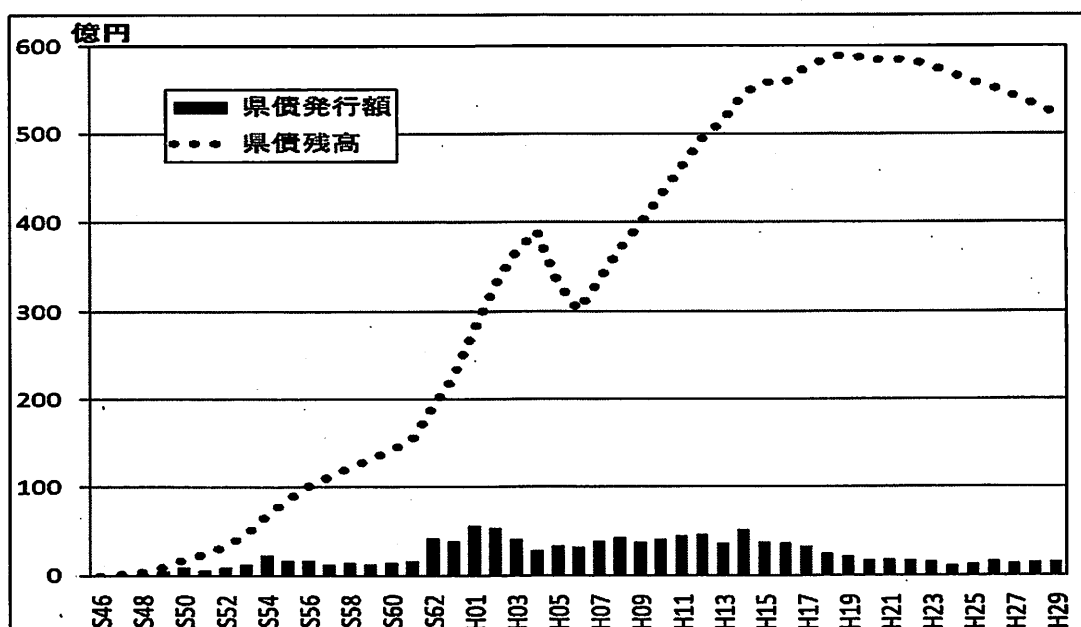


図7 年度別建設投資額と維持管理費(本事業のみ)

④県債発行額と借入残高

建設投資に伴う県債の発行額(借換債や資本費平準化債を除いた県債発行額)は、平成29年度までの総額が約1,140億円です。県債残高のピークは平成19年度の約591億円であり、平成29年度で約523億円まで減少しています。



※県債残高：本事業にかかるすべての県債残高を集計

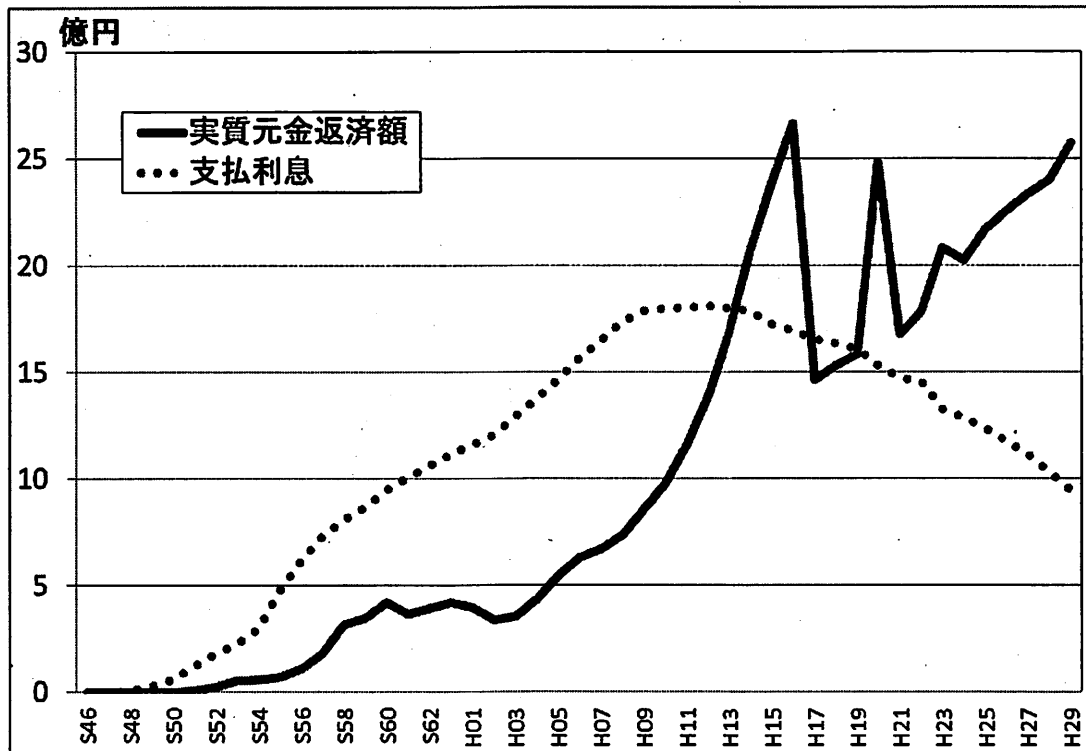
図8 年度別県債発行額と借入残高(本事業のみ)

⑤資本費（県債の償還元金と支払利息）

毎年度の県債発行に伴い県債償還元金（返済額）は年々増加しており、大きな負担となっています。

ただし、多額の償還元金に対して平成17年度からは資本費平準化債を発行することで、実質的な資金負担は緩和されています。具体例として、平成17年度は約29.8億円の元金償還をしていますが、資本費平準化債を約15.2億円発行したため実質的な元金返済額は約14.6億円に軽減されています。

支払利息については、高金利借入の借換、近年の低金利の恩恵、および県債残高の減少により低下傾向にあります。



※実質元金返済額：借換債や資本費平準化債、国庫補助金による返済を除いた返済額

図9 年度別実質元金返済額と支払利息

9. 市町建設負担金の実績

市町負担金のうち市町建設負担金については、毎年度市町の負担額を算出しています。

平成29年度までの累計建設投資額に対する各財源の累計実績を見ると、建設投資額全額のうち国庫補助金56.9%、市町建設負担金18.8%、県債18.8%、県負担5.3%となっています。

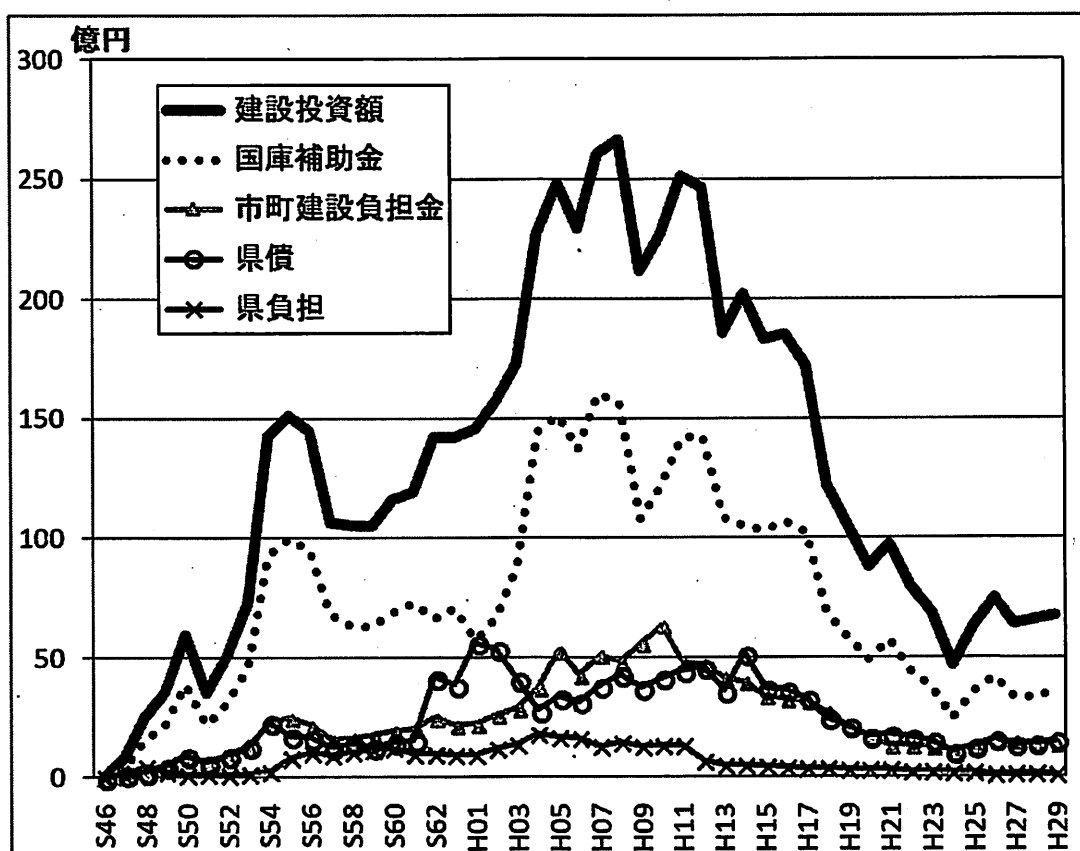


図10 年度別建設投資額とその財源

10. 市町維持管理負担金の単価

市町負担金のうち維持管理負担金（維持管理費分と資本費分の合計）については、基本的に5カ年の経営計画を処理区毎に策定し負担金単価を設定しています。

経営計画とは5カ年の収支計画であり、支出のうち県負担分を除いた市町が負担すべき金額を、予定下水処理水量で除して負担金単価を定めています。

以下に市町維持管理負担金単価の推移を示します。

市町維持管理負担金単価

(円/㎡)

			一般排水	特定排水
湖南中部処理区	第1期	昭和57～62年度	86.0	119.0
	第2期	昭和63～平成3年度	68.0	86.0
	第3期	平成4～7年度	64.0	80.0
	第4期	平成8～12年度	64.0	76.0
	第5期	平成13～17年度	61.0	71.0
	第6期	平成18～22年度	52.8	59.2
	第7期	平成23～27年度	48.5	53.1
	第8期	平成28～32年度	46.6	50.7
湖西処理区	第1期	昭和59～平成2年度	92.0	122.0
	第2期	平成3～6年度	73.0	91.0
	第3期	平成7～10年度	69.0	86.0
	第4期	平成11～16年度	76.0	90.0
	第5期	平成17～21年度	75.9	87.5
	第6期	平成22～26年度	63.6	70.9
	第7期	平成27～31年度	66.6	73.2
東北部処理区	第1期	平成3～11年度	95.0	129.0
	第2期	平成12～16年度	68.0	84.0
	第3期	平成17～21年度	60.6	75.7
	第4期	平成22～26年度	54.2	66.1
	第5期	平成27～31年度	60.4	70.8
高島処理区	第1期	平成9～24年度	118.0	157.0
	第2期	平成25～29年度	98.7	132.8
	第3期	平成30～34年度	99.1	137.0

※消費税込み。

※期中に消費税率が引き上げされたことに伴い負担金単価を変動している場合には、改定後の負担金単価としています。

※経営計画の単価は、計画期間内であっても消費税率の改定や、経営環境の大幅な変動、負担金の算定方法等に変更が必要な場合等により、改定されることがあります。

参考：排水区分

一般排水 一般家庭からの汚水および工場・事業所からの汚水で、特定排水以外のもの

特定排水 工場・事業場等から下水道に排出される汚水のうち、1ヶ月当たりの排水量が750㎡を超えるもの（ただし、公衆浴場その他公共、公益に係る施設からの排水で、別に定めるものを除く。）

第3章 経営の基本方針

1. 使命

下水道法において、下水道の目的は公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全等とされており、下水道事業は、人々の生活に伴い発生する汚水を適切に処理することなどにより、住民自らの地域の環境を保全するという住民生活にとり不可欠なサービスを提供しています。

また、滋賀県においては琵琶湖の水質保全が重要な政策課題となっています。

とりわけ、滋賀県の流域下水道事業は琵琶湖の水質保全に大きな役割を果たしており、また、全ての処理水が琵琶湖に流入するという特徴から、下水処理水の琵琶湖の水質に与える影響を強く意識する必要があります。

このように、住民生活にとって欠かすことのできない公衆衛生の向上・生活環境の改善、および琵琶湖等の公共用水域の水質保全への貢献が、琵琶湖流域下水道事業の使命です。

2. 目標

上記の使命を果たすために下水道施設の整備が急速に進められた結果、下水道処理人口普及率は平成29年度末には89.7%に、汚水処理人口普及率は98.7%にそれぞれ達するなど、地域間格差は若干あるものの滋賀県における下水道施設は概成に近づきつつあります。

今後は、住民生活等において不可欠な下水道の機能・サービスを、効率的かつ持続的に提供することが事業の大きな目標となります。

第4章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）について、本事業全体の計画を別紙①に、処理区毎の計画を別紙②から⑤にそれぞれ示します。

なお、本計画は推計された経費等に対して、現行の財源負担割合をベースに県負担・市町負担を試算した結果を示したものであり、将来の負担額を定めたものではありません。将来の負担額は別途経営計画で定めますが、計画期間内であっても消費税率の改定や、経営環境の大幅な変動、負担金の算定方法等に変更が必要な場合等により、改定されることがあります。

【投資・財政計画（収支計画）の見かた】

①会計方式

2018年度までは官庁会計方式ですが、公営企業会計方式の様式に当てはめています。

②消費税

2018年度まではすべて消費税込み表示ですが、2019年度からは公営企業会計方式を適用するため、収益的収支部門においては消費税抜きにて表示、資本的収支部門においては消費税込みにて表示しています。

2. 投資・財政計画（収支計画）の策定の考え方

現在の経営計画をベースとして時点修正を行うとともに、滋賀県下水道中期ビジョン、滋賀県汚水処理施設整備構想、琵琶湖流域別下水道整備総合計画に沿うことを基本として計画を策定しています。

①処理区域内人口と下水流入水量

琵琶湖流域別下水道整備総合計画や滋賀県汚水処理施設整備構想にて設定された数値をベースに、下水道接続率や過去の動態も勘案して、処理区域内人口と下水流入水量を推計しています。

下水流入水量の増加に対する取組として、管渠の延伸によりさらなる下水道処理人口普及率の拡大を図ります。

あわせて、下水道接続率の向上や農業集落排水処理施設の下水道への接続促進により、下水流入水量の増加を図ります。

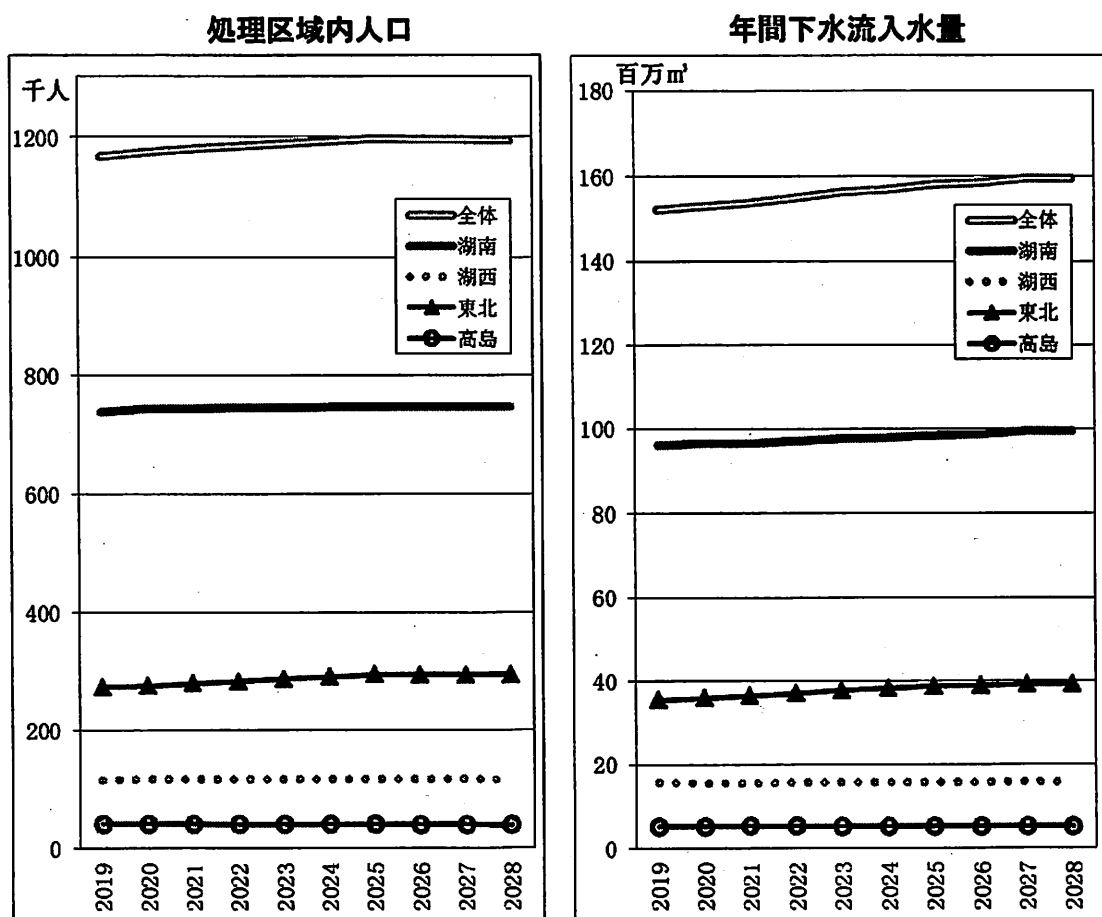


図11 処理区域内人口と年間下水流入水量の見通し

②収支計画のうち投資

○新規投資

- ・管渠の延伸に伴い下水処理区域をさらに拡大します。管渠において滋賀県汚水処理施設整備構想で計画していた整備は、本経営戦略期間内で完了する予定です。
- ・同時に、農業集落排水処理施設の下水道への接続を順次行うなどさらなる広域化を進めます。接続箇所数は本経営戦略の最終年度である2028年度までに、昨年度末の20箇所から121箇所を目指します。
- ・将来の下水処理量の増加を見通して安定的な下水処理が行えるよう、湖南中部浄化センターと東北部浄化センター内に下水処理設備を増設します。

○改築更新投資

- ・すでに整備してきた施設については、法定耐用年数の経過による更新ではなく目標耐用年数を設定するとともに、ストックマネジメントに基づく点検・調査結果による健全度の判定も実施することで、経済的な更新を行います。

- ・ストックマネジメント計画に基づき施設の健全度を一定水準維持しつつ、現在と同程度の年間投資額となるように投資の平準化を図ります。

○防災・安全対策

- ・耐震対策、浸水被害軽減対策（ポンプ増設等による揚水能力の強化）、ポンプ場の浸水防水対策等を実施します。
- ・守山栗東雨水幹線の整備を完了します。

③収支計画のうち投資以外の経費

○職員給与費

- ・職員数は、1997年（平成9年）の119名（滋賀県下水道公社の職員を含む）のピークから、民間活用や建設投資額の減少に伴う設計・建設管理要員の減等によりできる限りのスリム化を進め、現在は64名体制です。
- ・2019年度からの地方公営企業法の適用による公営企業会計化に伴い、退職給付引当金を計上しています。

○維持管理費

- ・基本的に既存の経営計画期間内はこの計画数値をベースに、以降もこの数値をふまえて計上しています。
- ・下水処理設備の増設後には維持管理委託料を増額しています。
- ・薬品費、動力費、汚泥等処理費は、下水処理水量に連動した変動費扱いとして計上しています。

○減価償却費

- ・詳細な資産調査を行い、減価償却費と長期前受金戻入額を計上しています。

④収支計画のうち財源

「図3 財源構成図」で示しました市町負担金、国庫補助金、および県債発行が主な収入となります。

市町の負担と県の負担は、現在の負担割合と同等の考え方とします。

国庫補助金は現行制度に則った額とします。

県債発行額は、基本的に建設投資額から国庫補助金を差し引いた額の1/2とします。また、資本費平準化債は継続して発行します。

その他の財源として資産の有効活用が考えられますが、「第2章 事業概要 5. 民間活力の活用等 ④資産活用の状況」で示した内容を継続します。

第5章 持続可能な下水道経営に向けた今後の取組方針

下水道は、衛生的で快適な暮らしや経済活動、琵琶湖に代表される公共用水域の水質保全を担う重要なインフラシステムであり、24時間365日一時も汚水の受入や処理を停止することができないため、持続可能な安定性が必須です。

①今後の投資についての考え方

- ストックマネジメント計画により、一定の健全度を維持しながら投資の平準化に努めていきます。
- PPP・PFI手法等の多様な官民連携手法の導入を検討し、民間ノウハウや技術を積極的に活用します。
- 施設の新規投資や更新投資時には、新技術や民間企業との共同研究の成果等について、費用対効果等を吟味しつつ導入を検討します。
- 下水処理場での浄化槽汚泥等の受入処理などの広域化・共同化を検討します。

②投資以外についての考え方

○維持管理の合理化

・情報技術

各種施設の保守管理などでICT・IoT等の活用により、業務の効率化かつ低コストな運営を目指します。

・省エネルギー化

省エネルギー機器等を利用し、水処理工程、汚泥処理工程、空気調和設備、照明設備等、多岐にわたってきめ細かい省エネルギー化を講じていきます。

○組織の活性化

・人材

本経営戦略期間の2028年度までに、多くのベテラン職員の退職が見込まれるため技術伝承の場を確保し、工事・維持管理の履歴を蓄積した施設情報の整備や、技術・ノウハウの伝達による人材育成を実施します。

技術職員の年代別職員数

(平成30年4月時点)

20代	30代	40代	50代	再任用	合計
10人	11人	9人	13人	6人	49人

・組織体制

「琵琶湖流域下水道事業地方公営企業法適用基本方針(平成28年12月)」で、同法の全部適用や水道事業との統合は、効率化を図る上で現時点において明確な結論を見出せないため、引き続き検討を深掘りし見極めること

としています。

今後、組織の独立性確保による効率化や水道事業との統合によるスケールメリットなどの観点から、2024年度を目処に地方公営企業法の全部適用を含む組織のあり方について検討します。

○経営管理の向上

・経営データ

公営企業会計の導入を契機に、公営企業年鑑や全国下水道データベースを活用して他の事業体との比較等による経営分析を行い、よりよい企業経営を図ります。

・PDCA

PDCAのマネジメントサイクルにより、本経営戦略を含めた各種計画の実施状況を的確に把握し、経営環境の変化に応じた迅速な対応を図ります。

○広域化・共同化

・県と市町の連携

流域下水道事業は市町の流域関連公共下水道事業との一体事業であり、互いに連携した運営が必要です。琵琶湖流域下水道協議会において、県と市町が共同して流域下水道事業の運営計画を策定するほか、各処理区の推進連絡協議会等で連絡調整をしていきます。

また、下水道接続率の向上、不明水対策、ストックマネジメントの推進、雨水対策、防災訓練など、多岐にわたり市町との勉強会・検討会等を深めていきます。

・広域化・共同化計画

2018年度より農業集落排水事業等も含めた污水处理業務全般で、県全体の広域化等の検討に着手しており、今後県庁内の関係部署や市町との共同検討を重ねていき、2022年度までに広域化・共同化計画を策定します。

③今後の財源についての考え方

公営企業として独立採算や受益者負担の原則が大前提ではありますが、単なる経済性の追求だけではなく、環境基準・水質基準の確保や公益的観点からも適正な公費負担が必要です。

財源については「図3 財源構成図」で示しましたスキームを継続していくことが基本となります。

○市町維持管理負担金

- ・処理区毎の5カ年の経営計画を策定し、精緻な維持管理費の積算により市町維持管理負担金単価を算定し、市町の意見をきいたうえ県議会の議決を経て

単価を設定します。

- ・市町維持管理負担金単価の設定にあたっては、受益者負担の原則のもと市町の下水道事業の持続性を勘案します。

○新たな財源

- ・下水汚泥の再資源化、増設用地の有効利用、下水熱の活用等による新たな財源を研究します。

④経営戦略の更新

人口動態や社会情勢などの経営環境の変化を踏まえ、滋賀県下水道中期ビジョン、滋賀県汚水処理施設整備構想、琵琶湖流域別下水道整備総合計画、各処理区の経営計画等の関連計画の改定時や更新時に、必要に応じて経営戦略を見直します。

琵琶湖流域下水道事業全体

(単位:億円)

項目/年度		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
収益的収支	収益的収入	1.営業収益	81.7	82.3	84.0	78.9	76.6	73.5	73.4	74.3	74.2	75.3	75.3	75.2		
		市町維持管理負担金	80.8	81.3	82.3	78.0	75.9	72.8	72.7	73.3	73.3	74.4	74.3	74.3	74.2	
		その他営業収益	0.9	1.0	1.7	0.9	0.7	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		2.営業外収益	14.5	14.3	13.4	139.1	137.5	130.6	127.4	126.1	124.1	121.4	120.6	120.4	119.1	
		一般会計補助金	14.1	13.7	13.0	23.5	24.7	27.0	26.4	25.7	25.5	24.8	25.1	25.5	25.7	
		長期前受金戻入額				115.1	112.4	103.1	100.5	100.0	98.2	96.1	95.1	94.5	93.0	
		その他営業外収益	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
	収益的収入合計(A)		96.2	96.6	97.4	218.0	214.1	204.0	200.8	200.3	198.4	196.7	195.9	195.7	194.2	
	収益的支出	1.営業費用	64.4	69.1	75.5	209.2	207.1	196.8	194.4	194.3	192.4	190.9	190.1	189.7	188.2	
		職員給与費	3.9	3.6	3.0	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	
		委託費	32.7	34.1	38.3	35.8	35.8	35.9	36.0	36.3	36.3	36.7	36.7	36.7	36.7	
		薬品費	4.1	4.5	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.3	4.3	4.3	4.3	
		動力費	14.7	16.0	19.1	18.0	17.9	18.1	18.2	18.4	18.4	18.6	18.6	18.7	18.7	
		汚泥等処理費	1.2	1.5	1.5	1.4	1.6	1.6	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
		修繕費	5.9	6.4	7.3	6.0	6.4	6.4	6.6	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	
		減価償却費				137.3	134.0	123.2	120.3	119.8	117.9	115.8	114.8	114.4	112.8	
		資産減耗費				1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
		その他営業費用	1.8	3.0	2.1	2.3	2.6	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8	2.9	2.9	2.9	
		2.営業外費用	10.3	9.4	8.9	8.2	7.5	6.9	6.3	6.0	5.8	5.8	5.8	5.9	6.0	
		支払利息	9.1	8.4	8.0	7.5	6.9	6.4	5.9	5.5	5.3	5.2	5.2	5.3	5.3	
		支払利息(資本費平準化債)	1.2	1.0	0.9	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6	0.7	0.7	
		3.特別損失	8.6	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		収益的支出合計(B)		83.2	78.6	84.4	217.8	214.6	203.6	200.7	200.2	198.3	196.6	195.9	195.7	194.2
		当年度純損益(A)-(B)		13.0	18.0	13.0	0.2	-0.5	0.4	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
		繰越利益剰余金					0.2	-0.3	0.2	0.2	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
資本的収支		資本的収入	項目/年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
	1.企業債		22.2	22.1	23.9	20.7	21.2	22.4	22.0	21.0	21.2	19.9	21.1	19.3	19.2	
	建設企業債		14.1	15.2	17.4	17.1	17.0	17.0	17.0	16.7	16.5	16.5	17.6	16.7	17.1	
	資本費平準化債		8.0	6.9	6.5	3.6	4.2	5.5	5.0	4.3	4.7	3.4	3.5	2.6	2.1	
	2.市町建設負担金		14.2	13.8	15.7	14.8	14.8	14.7	14.8	14.5	14.3	14.2	15.3	14.4	14.9	
	3.国庫補助金		33.2	36.3	36.9	38.2	39.2	38.9	37.8	38.8	38.9	39.9	38.5	38.9	41.4	
	資本的支出	4.一般会計補助金(建設)	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
		5.一般会計補助金→出資金	12.4	13.7	14.6	2.9	4.4	6.4	6.8	7.1	7.3	7.7	7.5	7.1	6.8	
		6.その他資本的収入	5.2	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		資本的収入合計(C)	87.3	88.3	91.3	76.8	79.6	82.6	81.6	81.5	81.8	81.9	82.6	79.9	82.4	
		1.建設改良費	65.6	67.6	70.2	70.2	71.1	70.7	69.7	70.1	69.8	70.8	71.5	70.2	73.5	
		2.企業債償還金	32.0	32.6	33.5	33.8	34.3	34.5	34.2	33.7	34.2	33.2	33.2	32.0	31.1	
		元金償還金	26.2	26.4	26.8	26.6	26.8	26.5	25.8	25.2	25.5	24.1	24.2	23.5	22.9	
		元金償還金(資本費平準化債)	5.8	6.2	6.7	7.1	7.5	8.0	8.4	8.5	8.8	9.1	9.0	8.5	8.2	
		3.その他資本的支出(備品等)	0.5	0.2	0.6	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
		資本的支出合計(D)	98.1	100.3	104.3	104.5	105.6	105.6	104.2	104.1	104.3	104.2	105.0	102.5	104.9	
		資本的収支不足額(C)-(D)=(E)		-10.8	-12.0	-13.0	-27.7	-26.1	-23.0	-22.6	-22.6	-22.5	-22.3	-22.5	-22.6	-22.5
	補填資金	当年度消費税資本的収支調整額				1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.5	1.6	
		当年度分損益勘定留保資金				23.2	22.8	21.3	21.0	21.0	20.9	20.8	20.9	21.1	21.0	
		当年度未処分利益剰余金	13.0	18.0	13.0	0.2	-0.5	0.4	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
		当年度補填資金合計(F)	13.0	18.0	13.0	24.8	23.9	23.2	22.6	22.7	22.6	22.4	22.5	22.6	22.6	
		当年度資金収支(E)+(F)		2.2	6.1	0.0	-2.9	-2.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資金残高		29.7	35.8	35.8	32.9	30.8	31.0	31.0	31.1	31.1	31.1	31.2	31.2	31.3	
	企業債残高		533.2	522.7	513.2	500.1	486.9	474.8	462.7	450.0	437.0	423.7	411.6	398.9	386.9	

※資金残高には市町からの繰越剰余金が含まれており、この取り扱いについて企業会計適用後に市町と再度協議します。

投資・財政計画

湖南中部処理区

官庁会計 ← 公営企業会計

(単位:億円)

別紙②

		項目/年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
収益的収支	収益的収入	1.営業収益	44.2	44.0	45.2	42.6	42.4	39.5	39.5	39.6	39.5	39.6	39.6	39.6	39.5		
		市町維持管理負担金	44.2	44.0	45.2	42.6	42.4	39.5	39.5	39.6	39.5	39.6	39.6	39.6	39.5		
		その他営業収益	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		2.営業外収益	7.1	7.0	6.7	69.0	66.6	67.9	67.9	67.7	65.4	62.8	62.2	62.9	63.4		
		一般会計補助金	6.7	6.5	6.2	10.3	10.1	13.5	13.3	13.2	13.0	12.9	13.0	13.3	13.6		
		長期前受金戻入額				58.4	56.1	54.0	54.2	54.1	52.0	49.6	48.8	49.2	49.4		
		その他営業外収益	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4		
		収益の収入合計(A)	51.3	51.0	51.9	111.6	109.0	107.4	107.4	107.3	105.0	102.5	101.8	102.5	103.0		
		収益的支出	1.営業費用	職員給与費	2.2	2.0	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
				委託費	17.1	17.5	19.1	17.6	18.1	18.2	18.2	18.2	18.2	18.4	18.4	18.4	18.4
薬品費	2.4			2.7	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6		
動力費	8.6			9.5	11.6	10.8	11.2	11.3	11.4	11.5	11.5	11.5	11.6	11.6	11.7		
汚泥等処理費	0.6			0.6	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7		
修繕費	2.4			2.5	3.0	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2		
減価償却費						69.6	66.8	64.3	64.5	64.4	62.2	59.4	58.6	59.2	59.7		
資産減耗費						0.4	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6		
その他営業費用	1.0			1.4	1.3	1.0	1.3	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7		
2.営業外費用	4.9			4.5	4.2	3.9	3.5	3.2	2.9	2.8	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8		
資本的収支	資本的収入	支払利息	4.2	3.9	3.8	3.5	3.2	3.0	2.7	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.6		
		支払利息(資本費平準化債)	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2		
		3.特別損失	8.6	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		収益の支出合計(B)	47.7	40.7	44.2	111.3	109.6	107.3	107.3	107.2	104.9	102.4	101.7	102.5	103.0		
		当年度純損益(A)-(B)	3.7	10.2	7.7	0.3	-0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0		
		繰越利益剰余金				0.3	-0.3	-0.2	-0.1	-0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3		
		補填資金	資本的支出	1.企業債	8.9	11.0	11.7	7.9	9.7	10.1	9.2	9.0	9.3	9.4	9.4	9.0	9.0
				建設企業債	5.2	7.7	8.7	7.0	8.4	8.5	8.2	8.3	8.2	8.6	8.5	8.4	8.8
				資本費平準化債	3.7	3.3	3.0	0.9	1.3	1.7	1.0	0.7	1.1	0.8	0.9	0.6	0.3
				2.市町建設負担金	5.9	7.2	7.9	5.8	7.3	7.4	7.1	7.2	7.0	7.5	7.4	7.3	7.7
3.国庫補助金	13.5			20.8	19.6	13.1	19.8	20.0	18.9	19.2	18.7	20.3	19.7	19.8	20.9		
4.一般会計補助金(建設)	0.2			0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
5.一般会計補助金→出資金	4.5			5.1	5.4	1.1	1.5	3.1	3.3	3.5	3.5	3.6	3.5	3.2	3.0		
6.その他資本的収入	0.0			0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
資本的収入合計(C)	33.0			44.5	45.0	28.0	38.3	40.7	38.7	39.0	38.7	40.9	40.1	39.5	40.7		
1.建設改良費	23.7			35.8	36.5	25.9	35.5	36.0	34.3	34.8	34.0	36.5	35.7	35.7	37.5		
2.企業償還金	15.1	15.5	15.9	16.0	16.3	16.3	16.0	15.8	16.1	15.5	15.6	15.1	14.7				
元金償還金	12.1	12.3	12.5	12.4	12.5	12.3	11.8	11.5	11.8	11.1	11.3	11.1	11.0				
元金償還金(資本費平準化債)	3.0	3.2	3.4	3.6	3.8	4.0	4.2	4.2	4.3	4.4	4.3	4.0	3.7				
3.その他資本的支出(備品等)	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1				
資本的支出合計(D)	38.9	51.3	52.6	42.0	51.9	52.4	50.5	50.8	50.2	52.2	51.4	50.9	52.3				
資本的収支不足額(C)-(D)=(E)	-5.9	-6.8	-7.7	-14.1	-13.6	-11.7	-11.8	-11.8	-11.5	-11.3	-11.3	-11.4	-11.6				
補填資金	当年度消費税資本的収支調整額	当年度消費税資本的収支調整額				0.6	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8		
		当年度分損益勘定留保資金				11.6	11.2	10.9	11.0	11.0	10.7	10.5	10.5	10.6	10.8		
		当年度未処分利益剰余金	3.7	10.2	7.7	0.3	-0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0		
		当年度補填資金合計(F)	3.7	10.2	7.7	12.4	11.4	11.7	11.8	11.8	11.6	11.3	11.3	11.5	11.6		
当年度資金収支(E)-(F)	-2.3	-3.4	-0.0	-1.6	-2.2	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0			
資金残高	15.3	18.8	18.8	17.2	15.0	15.0	15.0	15.1	15.1	15.1	15.1	15.2	15.2				
企業債残高	253.9	249.3	245.2	237.1	230.5	224.3	217.5	210.7	203.9	197.8	191.6	185.5	179.9				

※資金残高には市町からの繰越剰余金が含まれており、この取り扱いについて企業会計適用後に市町と再度協議します。

投資・財政計画

官庁会計 ← 公営企業会計

別紙③

湖西処理区

(単位:億円)

項目/年度		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
収益的収支	収益的収入	1.営業収益	11.3	11.3	12.0	10.5	10.2	10.1	10.0	10.3	10.3	10.3	10.3	10.2		
		市町維持管理負担金	10.4	10.4	10.6	9.9	9.6	9.5	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.3	
		その他営業収益	0.9	0.8	1.4	0.6	0.6	0.6	0.6	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
		2.営業外収益	1.4	1.4	1.3	15.4	16.4	11.7	10.0	9.8	10.0	10.2	10.3	10.5	10.9	
		一般会計補助金	1.4	1.4	1.3	2.2	2.9	2.2	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2	2.4	
		長期前受金戻入額				13.1	13.5	9.5	7.9	7.8	8.0	8.1	8.2	8.2	8.5	
		その他営業外収益	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		収益的収入合計(A)	12.6	12.6	13.3	25.9	26.5	21.8	20.0	20.1	20.3	20.5	20.6	20.8	21.1	
		収益的支出	1.営業費用	9.6	10.2	11.5	25.5	26.1	21.4	19.6	19.8	20.0	20.2	20.2	20.3	20.7
			職員給与費	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	委託費		4.5	4.6	5.5	5.2	5.1	5.1	5.1	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	
	薬品費		0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
	動力費		1.8	1.8	2.3	2.1	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	
	汚泥等処理費		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	修繕費		1.9	2.4	2.7	1.6	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	
	減価償却費					15.5	15.8	11.1	9.3	9.2	9.4	9.6	9.7	9.7	10.1	
	資産減耗費					0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	その他営業費用		0.4	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	
	2.営業外費用	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5		
支払利息	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4			
支払利息(資本費平準化債)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0			
3.特別損失	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
収益の支出 合計(B)	10.3	10.9	12.1	26.0	26.5	21.8	20.0	20.1	20.3	20.6	20.6	20.7	21.1			
当年度純損益(A)÷(B)		2.3	1.8	1.3	-0.1	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0		
繰越利益剰余金					-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.2	-0.1	-0.1		
資本的収支	資本的収入	項目/年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
		1.企業債	2.2	1.9	2.0	2.5	2.0	2.3	2.4	2.3	2.4	2.2	1.8	2.0	2.0	
		建設企業債	1.7	1.4	1.5	2.5	2.0	2.1	1.9	2.0	2.0	2.0	1.6	2.0	2.0	
		資本費平準化債	0.6	0.5	0.5	0.0	0.0	0.3	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.0	0.0	
		2.市町建設負担金	1.6	1.7	1.3	2.3	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	1.8	1.4	1.8	1.9	
		3.国庫補助金	3.9	2.9	3.5	8.5	5.7	5.9	5.3	5.6	5.8	5.8	4.5	5.6	5.9	
		4.一般会計補助金(建設)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		5.一般会計補助金→出資金	0.9	0.9	1.0	0.0	0.2	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.4	
		6.その他資本的収入	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		資本的収入 合計(C)	8.6	7.3	7.7	13.4	9.6	10.8	10.1	10.5	10.8	10.6	8.6	10.2	10.2	
	資本的支出	1.建設改良費	7.1	5.6	6.3	13.4	9.5	9.9	8.8	9.3	9.7	9.6	7.6	9.4	9.8	
		2.企業債償還金	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	2.9	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7	2.5	2.3	
		元金償還金	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.7	1.6	
		元金償還金(資本費平準化債)	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	
		3.その他資本的支出(備品等)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		資本的支出 合計(D)	9.7	8.1	9.0	16.2	12.3	12.8	11.8	12.1	12.5	12.4	10.4	12.0	12.1	
		資本的収支不足額(C)÷(D)÷(E)	-1.1	-0.8	-1.3	-2.8	-2.6	-1.9	-1.7	-1.7	-1.7	-1.8	-1.8	-1.8	-1.9	
	補填資金	当年度消費税資本的収支調整額				0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	
		当年度分損益勘定留保資金				2.4	2.5	1.8	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	
		当年度未処分利益剰余金	2.3	1.8	1.3	-0.1	-0.0	-0.0	0.0	-0.0	-0.0	-0.0	0.0	0.0	0.0	
		当年度補填資金 合計(F)	2.3	1.8	1.3	2.5	2.6	1.9	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	1.9	
		当年度資金収支(E)÷(F)	1.2	1.0	0.0	-0.3	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	
	資金残高		4.5	5.4	5.4	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	
	企業債残高		41.2	40.6	39.9	39.6	38.8	38.3	37.8	37.3	36.9	36.4	35.5	35.0	34.7	

※資金残高には市町からの繰越剰余金が含まれており、この取り扱いについて企業会計適用後に市町と再度協議します。

投資・財政計画

官庁会計←→公営企業会計

別紙④

東北部処理区

(単位:億円)

項目/年度		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
収益的収支	収益的収入	1.営業収益	21.6	22.1	21.6	20.9	19.1	18.9	18.9	19.1	19.2	20.1	20.2	20.1	20.1
		市町維持管理負担金	21.6	22.1	21.6	20.9	19.1	18.9	18.9	19.1	19.2	20.1	20.2	20.1	20.1
		その他営業収益	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		2.営業外収益	4.8	4.7	4.4	45.5	46.4	43.2	41.7	41.6	42.0	41.5	41.2	40.1	37.8
		一般会計補助金	4.8	4.7	4.4	8.6	9.6	9.2	8.9	8.8	8.8	8.1	8.2	8.2	8.0
		長期前受金戻入額				36.8	36.8	33.9	32.7	32.8	33.2	33.4	33.0	31.9	29.8
		その他営業外収益	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		収益的収入合計(A)	26.4	26.8	26.0	66.4	65.5	62.0	60.6	60.7	61.2	61.7	61.4	60.2	57.9
	収益的支出	1.営業費用	15.9	17.3	18.7	63.0	62.4	59.2	58.0	58.2	58.7	59.3	59.1	57.8	55.5
		職員給与費	1.0	0.9	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		委託費	8.7	9.2	10.6	10.3	9.9	9.9	9.9	9.9	9.9	10.1	10.1	10.1	10.1
		薬品費	1.0	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
		動力費	3.7	4.1	4.6	4.5	4.0	4.1	4.1	4.2	4.3	4.3	4.4	4.4	4.4
		汚泥等処理費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
修繕費		1.2	1.2	1.3	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
減価償却費					44.6	44.2	41.0	39.6	39.8	40.3	40.6	40.1	39.0	36.6	
資産減耗費					0.1	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
その他営業費用		0.3	0.8	0.4	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	
2.営業外費用		4.0	3.7	3.5	3.3	3.1	2.8	2.6	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	
支払利息		3.7	3.4	3.2	3.1	2.9	2.6	2.4	2.3	2.2	2.1	2.1	2.1	2.0	
支払利息(資本費平準化債)		0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	
3.特別損失		0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的支出合計(B)		20.0	21.0	22.1	66.4	65.4	62.0	60.6	60.7	61.1	61.7	61.4	60.2	57.9	
当年度純損益(A)-(B)		6.4	5.8	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰越利益剰余金					0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	
項目/年度		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
資本的収支	資本的収入	1.企業債	8.4	7.8	8.4	7.3	7.9	8.3	8.8	7.8	7.7	6.7	8.4	7.0	6.9
		建設企業債	5.2	5.3	5.8	5.1	5.5	5.2	5.7	5.3	5.2	4.7	6.4	5.1	5.1
		資本費平準化債	3.2	2.5	2.5	2.2	2.4	3.1	3.0	2.5	2.5	2.0	2.1	1.9	1.8
		2.市町建設負担金	5.1	4.0	5.2	4.3	4.7	4.5	5.0	4.6	4.5	4.0	5.6	4.4	4.4
		3.国庫補助金	9.6	10.3	11.1	11.0	11.1	10.5	11.1	11.3	11.7	11.2	11.4	10.7	12.0
		4.一般会計補助金(建設)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		5.一般会計補助金→出資金	5.4	5.9	6.2	0.9	1.9	1.7	1.8	2.3	2.4	2.6	2.6	2.6	2.8
		6.その他資本的収入	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		資本的収入合計(C)	28.4	28.1	30.9	23.6	25.7	24.9	26.7	25.9	26.2	24.5	28.1	24.8	26.1
	資本的支出	1.建設改良費	19.6	20.3	22.1	20.4	21.4	20.2	21.8	21.2	21.4	19.9	23.5	20.2	21.5
		2.企業償還金	12.0	12.0	12.3	12.3	12.6	12.6	12.5	12.5	12.7	12.5	12.7	12.4	12.2
		元金償還金	10.3	10.2	10.4	10.2	10.3	10.1	9.9	9.7	9.9	9.5	9.5	9.3	9.1
		元金償還金(資本費平準化債)	1.6	1.8	2.0	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	2.9	3.1	3.1	3.1	3.1
		3.その他資本的支出(備品等)	0.0	0.0	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
資本的支出合計(D)	31.6	32.4	34.7	32.8	34.0	32.9	34.5	33.8	34.2	32.5	36.2	32.7	33.8		
資本的収支不足額(C)-(D)≒(E)		-3.1	-4.3	-3.8	-9.3	-8.4	-7.9	-7.8	-7.8	-8.0	-8.0	-8.1	-7.9	-7.7	
補填資金	当年度消費税資本的収支調整額				0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.6	0.5	0.5	
	当年度分損益勘定留保資金				7.8	7.8	7.4	7.2	7.3	7.5	7.6	7.5	7.5	7.2	
	当年度未処分利益剰余金	6.4	5.8	3.9	0.0	0.0	0.0	-0.0	0.0	0.0	0.0	-0.0	0.0	0.0	
	当年度補填資金合計(F)	6.4	5.8	3.9	8.3	8.4	7.9	7.8	7.8	8.0	8.0	8.1	8.0	7.7	
	当年度資金収支(E)+(F)		3.3	1.5	0.0	-1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資金残高		9.7	11.2	11.2	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	
企業債残高		204.8	200.6	196.6	191.6	186.9	182.6	178.9	174.2	169.1	163.3	159.0	153.7	148.4	

※資金残高には市町からの繰越剰余金が含まれており、この取り扱いについて企業会計適用後に市町と再度協議します。

投資・財政計画

官庁会計 ← 公営企業会計

別紙⑤

		高島処理区													(単位:億円)	
		項目/年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
収益的収支	収益的収入	1.営業収益	4.7	5.0	5.1	4.9	4.9	5.0	5.0	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.3	
		市町維持管理負担金	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	4.9	4.9	5.2	5.1	5.1	5.1	5.1	5.2	
		その他営業収益	0.0	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		2.営業外収益	1.2	1.2	1.1	9.2	8.2	7.8	7.8	7.0	6.7	6.7	6.9	7.0	6.9	
		一般会計補助金	1.2	1.2	1.1	2.4	2.2	2.1	2.1	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.7	
		長期前受金戻入額				6.8	6.0	5.7	5.8	5.3	5.0	5.0	5.2	5.2	5.2	
		その他営業外収益	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	収益的収入合計(A)		5.9	6.2	6.2	14.1	13.2	12.8	12.8	12.2	11.9	12.0	12.1	12.2	12.2	
	収益的支出	1.営業費用	4.6	5.3	5.4	13.5	12.6	12.1	12.5	11.9	11.6	11.7	11.8	11.8	11.8	
		職員給与費	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
		委託費	2.5	2.7	3.0	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	
		薬品費	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
		動力費	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
		汚泥等処理費	0.5	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
		修繕費	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
		減価償却費				7.7	7.3	6.8	6.9	6.4	6.1	6.2	6.4	6.4	6.4	
		資産減耗費				0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		その他営業費用	0.1	0.2	0.1	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
		2.営業外費用	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
		支払利息	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
支払利息(資本費平準化債)		0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1		
3.特別損失	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
収益的支出合計(B)		5.3	5.9	6.0	14.0	13.1	12.5	12.9	12.2	11.9	12.0	12.2	12.2	12.2		
当年度純損益(A)-(B)		0.6	0.2	0.2	0.1	0.1	0.3	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0		
繰越利益剰余金					0.1	0.2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5		
資本的収支	資本的収入	1.企業債	2.6	1.3	1.8	3.0	1.6	1.6	1.6	1.9	1.9	1.6	1.4	1.2	1.2	
		建設企業債	2.0	0.8	1.3	2.5	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	
		資本費平準化債	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	0.8	0.5	0.4	0.1	0.0	
		2.市町建設負担金	1.7	0.9	1.2	2.4	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	
		3.国庫補助金	6.1	2.3	2.8	5.6	2.6	2.5	2.5	2.7	2.7	2.7	2.8	2.7	2.6	
		4.一般会計補助金(建設)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		5.一般会計補助金→出資金	1.7	1.9	1.9	0.9	0.8	1.0	0.9	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
	6.その他資本的収入	5.2	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	資本的収入合計(C)		17.3	8.4	7.7	11.8	6.0	6.2	6.1	6.2	6.1	5.9	5.7	5.5	5.3	
	資本的支出	1.建設改良費	15.1	5.9	5.3	10.5	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	
		2.企業償還金	2.3	2.5	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.4	2.3	2.0	1.9	
		元金償還金	1.9	2.0	2.1	2.1	2.1	2.2	2.1	2.0	2.0	1.7	1.6	1.4	1.2	
		元金償還金(資本費平準化債)	0.4	0.4	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
		3.その他資本的支出(備品等)	0.5	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		資本的支出合計(D)		17.9	8.5	7.9	13.4	7.5	7.6	7.5	7.4	7.4	7.2	7.1	6.8	6.7
	資本的収支不足額(C)-(D)=(E)		-0.7	-0.1	-0.2	-1.6	-1.5	-1.4	-1.3	-1.3	-1.3	-1.3	-1.3	-1.4	-1.4	
	補填資金	当年度消費税資本的収支調整額				0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		当年度分損益勘定留保資金				1.4	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2	1.2	
		当年度未処分利益剰余金	0.6	0.2	0.2	0.1	0.1	0.3	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	0.0	0.0	
		当年度補填資金合計(F)	0.6	0.2	0.2	1.7	1.5	1.6	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	
当年度資金収支(E)+(F)		-0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.2	-0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
資金残高		0.2	0.4	0.4	0.5	0.5	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7		
企業債残高		33.3	32.2	31.5	31.8	30.7	29.6	28.5	27.8	27.1	26.3	25.5	24.7	23.9		

※資金残高には市町からの繰越剰余金が含まれており、この取り扱いについて企業会計適用後に市町と再度協議します。